ロ　当該勘定は、当該勘定設定期間内の各年の一月一日（非課税適用確認書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつてはその提出の日とし、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が提出された場合にあつては第二十二項の規定により同項の所轄税務署長から同項第一号に定める事項の提供があつた日（その勘定を設定しようとする年の一月一日前に当該事項の提供があつた場合には、同日）とする。）において設けられること。

第三十七条の十四第六項第一号中「前項第三号イ」を「前項第六号イ」に改め、同項第二号中「前項第三号ロ」を「前項第六号イ(2)又はロ」に改め、同条第十二項中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同条第十四項及び第十五項第一号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同項第二号中「新たに非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同号ただし書中「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に改め、同条第十六項中「旨、非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に改め、同条第十九項各号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同条第二十項中「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に改め、「に非課税管理勘定」、「する非課税管理勘定」及び「の非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同条第二十一項中「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に改め、「記載された非課税管理勘定」の下に「若しくは累積投資勘定」を加え、同条第二十二項第一号中「非課税管理勘定」の下に「及び累積投資勘定」を加え、同項第二号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第二十六項中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加える。

第三十七条の十四の二第一項中「株式等であつて前条第一項各号に掲げるもの」を「上場株式等」に改め、同条第四項中「未成年者口座からの」を「非課税管理勘定又は継続管理勘定からの」に改め、「の払出しがあつた」の下に「非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改め、同項第一号中「移管」の下に「、非課税管理勘定から当該非課税管理勘定が設けられている未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への移管」を加え、同条第五項第二号ロ(1)中「当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定から」を「(ii)」に改め、「八十万円」の下に「(2)に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額」を加え、同号ロ(1)(ii)中「上場株式等」の下に「(2)に掲げるものを除く。）」を加え、同号ロ(2)中「(1)」を「(1)及び(2)」に改め、同号ロ(2)を同号ロ(3)とし、同号ロ(1)の次に次のように加える。

(2)　当該非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日の翌日に政令で定めるところにより移管がされる上場株式等

第三十七条の十四の二第五項第二号ハ(1)中「上場株式等」の下に「(2)に掲げるものを除く。）」を、「八十万円」の下に「(2)に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）」を加え、同号ハ(2)中「(1)」を「(1)及び(2)」に改め、同号ハ(3)とし、同号ハ(1)の次に次のように加える。

(2)　当該継続管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日の翌日に政令で定めるところにより移管がされる上場株式等

第三十七条の十四の二第五項第二号ホ(1)中「又はハ(1)」を「若しくは(2)又はハ(1)若しくは(2)」に改め、同条第六項第二号中「掲げる」を「規定する他の保管口座又は非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への」に改める。

第三十七条の十四の三の見出し中「外国親法人株式等」を「外国親法人株式等」に改め、同条第一項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に、「。次項及び」を「。次項、第三項及び」に、「該当する場合には、」を「該当する場合には」に、「次項、第六項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に、「該当する場合には、」を「該当する場合には」に改め、同条第八項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項まで」を「第四項まで」に改め、「特定分割型分割」の下に「、特定株式分配」を加え、「又は」を「、外国完全子法人株式又は」に、「第三項」を「第四項」に改め、「、第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「又は第二項」及び「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「第三十七条の十四の三第六項」を「第三十七条の十四の三第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第三号中「もの」の下に「(当該外国分割承継親法人株式が同条第十二号の二に規定する分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものに限る。）」を加え、同項第六号中「第二条第十二号の六の四」を「第二条第十二号の六の三」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「第二条第十二号の六の三」を「第二条第十二号の六」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　特定株式分配　法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配で、同条第十二号の五の二に規定する現物分配法人の株主等に外国完全子法人株式以外の資産が交付されなかつたもの（当該外国完全子法人株式が当該現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものに限る。）をいう。

六　外国完全子法人株式　法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人（外国法人に限る。）の株式をいう。

第三十七条の十四の三第五項を同条第六項とし、同条第四項中「恒久的施設管理親法人株式」を「恒久的施設管理外国株式」に、「及び」を「、特定株式分配により交付を受ける恒久的施設管理完全子法人株式及び」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二条第十二号の六の四」を「第二条第十二号の六の三」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式につき、その株式を発行した内国法人の行つた特定株式分配により外国完全子法人株式（当該非居住者が恒久的施設管理株式に対応して交付を受けるもの（第五項において「恒久的施設管理完全子法人株式」という。）を除く。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、その交付を受ける外国完全子法人株式の価額に相当する金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）は、その有する株式が一般株式等に該当する場合には一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

第三十七条の十四の四第一項中「前条第五項第一号」を「前条第六項第一号」に、「には、」を「には」に改め、同条第二項中「前条第五項第三号」を「前条第六項第三号」に、「前条第五項第四号」を「前条第六項第四号」に、「には、」を「には」に改め、同条第三項中「前条第五項第五号」を「前条第六項第七号」に、「第二条第十二号の十六」を「第二条第十二号の十七」に、「適格株式交換」を「適格株式交換等」に、「同条第十二号の六の四」を「同条第十二号の六の三」に、「同項第六号」を「同項第八号」に改め、同条第四項第二号中「第二条第十二号の六の四」を「第二条第十二号の六の三」に改める。

第三十九条第七項中「同条第一項」の下に「若しくは第八項」を加える。

第四十条の三の二第一項中「第四十二条の四第六項第四号」を「第四十二条の四第八項第六号」に改める。

第四十条の三の四第一項中「非居住者に係る」を「租税条約の」に、「に対し」を「又は国税庁長官に対し」に改める。

第二章第四節の三の節名及び同節第一款の款名中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改める。